

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	くすのき広域連合 介護保険事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

くすのき広域連合は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

くすのき広域連合長

公表日

令和2年10月19日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の内容	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課・徴収及び減免を行う事務</p> <p>①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る事実確認に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定、又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更認定、又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ⑤介護給付、予防給付、総合事業に係る給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ⑥保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑦保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑧保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑨保険料の賦課・徴収及び減免に関する事務 ⑩調整交付金の算定に関する事務</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<p>介護保険被保険者の資格管理、被保険者の保険料管理、要介護認定の受給資格管理、介護サービスの給付実績管理を行う。</p> <p>1. 65歳以上の住民は、1号被保険者として資格管理(取得・変更・喪失)を行う。ただし、他市町村からの住所地特例者や適用除外者は、被保険者管理から除外する。また、40歳から64歳で介護サービスを受ける場合は、申請により2号被保険者として資格管理を行う。</p> <p>2. 1号被保険者の年度毎の保険料を算出して賦課・徴収を行う。国保連合会から送付される特徴対象者と一致する被保険者は特別徴収(年金から天引き)で徴収を行い、それ以外の被保険者は、普通徴収(納付書、口座振替)で徴収を行う。保険料の過誤納があった場合は、還付を行う。</p> <p>3. 要介護認定の申請及び認定結果の登録と履歴の照会、認定ソフトへの申請情報の送付、認定ソフトからの認定結果の取り込みを行う。</p> <p>4. 国保連合会からの給付実績情報の取り込みと給付実績情報の照会、住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の申請及び審査結果の登録と履歴の照会を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (団体内統合宛名システム)</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システム等と各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (団体内統合宛名システム)
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理機能 介護保険システムから住登者データ、住登外データを受領し、団体内統合宛名システム内の統合宛名DBに反映を行う。 2. 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3. 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 4. 情報提供機能 各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 5. 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、介護保険システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ、介護保険システム)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。ただし、死亡者は含まない。
その必要性	被保険者の個人番号を管理し、資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報、その他住民票関係情報 住所、年齢、施設入所状況等の各種要件を満たす者、満たさない者を的確に把握し、該当者を被保険者として適正に登録するため。 2. 連絡先(電話番号等) 問い合わせや、保険料滞納者への納付催促をするため。 3. 地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 保険料段階及び介護給付に伴う自己負担額等を判断し、被保険者へ制度への公平な負担を課すため。また所得状況等を勘案し賦課や負担に適切な軽減措置等を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年3月
⑥事務担当部署	くすのき広域連合 総務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣 都道府県知事 日本年金機構 大阪府国民健康保険団体連合会) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体 くすのき広域連合構成市) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	介護保険法に定められた事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	くすのき広域連合 総務課及び事業課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		被保険者の資格管理事務、保険料の賦課・徴収及び還付事務、要支援・要介護認定事務、保険給付事務等
	情報の突合	本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等の突合。
⑥使用開始日	平成28年4月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない () 件 <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない 	
委託事項1	介護保険システムの保守・運用	
①委託内容	介護保険システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、介護保険システムのサーバ等の維持管理・運用保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <input type="checkbox"/> 再委託しない <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より事前により書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	介護保険システムの保守・運用

委託事項2～5		
委託事項2	保険者事務共同処理業務 (高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務、高額障害福祉サービス等給付費算定業務)	
①委託内容	介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費に係る、個人番号を利用した被保険者向け勸奨通知作成 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費に係る、個人番号を利用した介護保険利用者負担額の情報提供事務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	大阪府国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より事前により書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	保険者事務共同処理業務(高額～業務)
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (31) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (6) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	番号法 別表第二の第1欄に掲げる情報照会者(別紙1を参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	
②提供先における用途	番号法別表第二の第二欄に掲げる各事務	
③提供する情報	番号法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員で個人番号を有する者。ただし、死亡者は含めない。	
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	

移転先1	守口市 門真市 四條畷市 生活保護事務 所管課
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市区町村の特定個人情報の授受は内部利用に当たるとされているが、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険給付情報、認定情報、保険料情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者で個人番号を有する生活保護受給者、生活保護申請者又は中国残留邦人等支援給付等対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	守口市 門真市 四條畷市 老人福祉法事務 所管課
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市区町村の特定個人情報の授受は内部利用に当たるとされているが、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	介護保険給付情報、認定情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者で個人番号を有する養護老人ホーム入所者にかかる者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先3	守口市 門真市 四條畷市 障害者自立支援給付事務 所管課
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市区町村の特定個人情報の授受は内部利用に当たるとされているが、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険給付情報、認定情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者で個人番号を有する自立支援給付の受給者(申請者を含む)
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先4	守口市 門真市 四條畷市 国民健康保険事務 所管課
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市区町村の特定個人情報の授受は内部利用に当たるとされているが、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付及び保険料の特別徴収に関する事務 後期高齢者医療に係る保険給付及び保険料の特別徴収に関する事務
③移転する情報	介護保険給付情報、認定情報、保険料情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者で個人番号を有する者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先5	守口市 門真市 四條畷市 個人住民税関係事務 所管課
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市区町村の特定個人情報の授受は内部利用に当たるとされているが、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	住民税の特別徴収に関する事務 住民税の賦課にかかる介護保険料収納状況の確認事務
③移転する情報	保険料情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者で個人番号を有する者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先6	守口市 門真市 四條畷市 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成に関する事務 所管課
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市区町村の特定個人情報の授受は内部利用に当たるとされているが、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	避難行動要支援者名簿等の作成に関する事務
③移転する情報	介護保険給付情報、認定情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者で個人番号を有する者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<介護保険システムにおける措置>

- ①サーバーはセキュリティデータセンターに設置する。
 - ②データセンターはティア3相当以上のサービスレベルを実施する施設を利用する。
 - ③データセンターでは生体認証、カード認証等の二要素以上の認証による入退制限を実施する。
 - ④データセンターへの入退館にはログを記録し、保存する。
 - ⑤サーバーラックでは生体認証による施錠管理を行い、扉の開閉記録も保存する。
 - ⑥サーバーへのアクセスはID/パスワード+生体認証による二要素以上の認証を必要とする。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
 - ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

1. 宛名情報

- ・宛名コード・世帯コード・氏名・生年月日・性別・続柄
- ・住民区分・住民となった日・住民となった届出日
- ・現住所情報・転入元情報・転入先情報
- ・送付先情報・連絡先情報・口座情報
- ・世帯構成情報・生活保護受給者情報・国民健康保険加入者情報
- ・後期高齢者被保険者情報

2. 資格情報

- ・資格得喪情報・施設入所情報・要保護境界層者情報
- ・適用除外施設情報

3. 賦課情報

- ・賦課情報・減免猶予情報・賦課年金受給情報
- ・算定根拠情報

4. 収納情報

- ・調定情報・収納情報・過誤納情報
- ・還付充当情報・督促催告情報・繰越情報
- ・滞納管理情報・処分管理情報・分納情報
- ・分納内訳情報

5. 認定情報

- ・要介護認定情報・サービス種類限定情報・種類変更情報
- ・審査会意見情報・訪問調査情報・特記事項
- ・主治医意見書情報

6. 給付情報

- ・居宅サービス計画届出情報・給付管理票情報・受給者異動履歴情報
- ・償還払い申請情報・償還払い明細基本情報・償還払い明細情報
- ・償還払い緊急時施設療養情報・償還払い特定診療費情報・償還払い食事費用情報
- ・償還払い居宅サービス計画費情報・償還払い福祉用具購入費情報・償還払い住宅改修費情報
- ・償還払い集計情報・償還払い決定者情報・償還払い特定診療費明細情報
- ・償還払い食事費用明細情報・償還払い標準負担額差額申請情報・事前相談情報
- ・事前相談明細基本情報・事前相談福祉用具購入費情報・事前相談住宅改修費情報
- ・事前相談集計情報・高額算定情報・高額申請情報
- ・高額合算申請情報・高額合算支給決定情報・高額合算給付実績情報
- ・給付実績基本情報・給付実績明細情報・緊急時施設療養費情報
- ・特定診療費情報・特定診療費明細情報・食事費用情報
- ・食事費用明細情報・居宅サービス計画費情報・福祉用具購入費情報
- ・住宅改修費情報・給付実績集計情報・高額介護サービス費情報
- ・給付実績エラー管理情報・過誤申立情報・再審査申立情報
- ・特定入所者介護・サービス費用情報・社会福祉法人軽減情報
- ・一時差止対象者情報・控除適用情報・支払方法変更情報
- ・減額免除認定情報・一割負担減免情報・旧措置者減免情報
- ・訪問介護負担額減額情報・特定入所者介護サービス情報・社会福祉法人軽減情報
- ・二次予防事業対象者情報・基本チェックリスト作成情報

7. 総合事業情報

- ・総合事業対象者情報・相談受付情報・他市町村総合事業対象者情報・総合事業高額対象者情報
- ・総合事業高額該当給付実績情報・総合事業高額申請情報・総合事業給付実績明細情報
- ・総合事業給付実績集計情報・総合事業ケアマネジメント費情報・給付実績基本情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	窓口において申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>●入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置</p> <p>1. 窓口で被保険者から申請書等を入手する場合は、個人番号カード等で本人確認を行う。</p> <p>2. 介護保険事業者等から入手した、提出書類に記載された特定個人情報が正確であるかをチェックするために、必要に応じ、個人番号をキーにして既存住民基本台帳情報や住基ネットの本人確認情報に記録されている特定個人情報と照合して誤りがないかを確認する。</p> <p>3. 入力内容に誤りがないように入力者又は点検者が入力原票と入力結果をチェックする。</p> <p>4. 誤入力を防止するために入力作業のマニュアルに基づき入力担当者に対し研修を実施する。</p> <p>●入手の際に特定個人情報が漏えい紛失するリスクに対する措置</p> <p>1. 電子媒体で取得する場合は、暗号化のうえ事前に取り決めた送付方法で受け取る。</p> <p>2. 書面で取得する場合は、原則本人から直接受け取ることとし、郵送の場合は、所在地及び担当所属名を明記して、当該所在地あてに送付するよう説明する。</p> <p>3. 入手した電子媒体及び書面を一時保管する場合、所定の場所に保管し、漏えいや紛失することを防止する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を保有するシステムにアクセスする場合は、アクセス制御を行う事によりアクセスできる情報の制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人毎にユーザIDを設定し、ユーザID、パスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム管理者が人事異動情報等と突合のうえ管理する。異動等により不要となったIDや権限を変更又は削除する等、アクセス権限に対する対策も実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
<p>1. 特定個人情報ファイルへの直接アクセスは、開閉記録が保存されるサーバー・ラック内のコンソールからのみ実施するよう制御する。</p> <p>2. サーバ及びサーバ操作端末は外部メディアを認識しないよう制御を行う。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先との特定個人情報ファイルの取扱いは、各々の委託先事業者との間に、以下の事項について定めることとする。 ① 委託元と委託先の責任の明確化 ② 安全管理に関する事項 ③ 再委託に関する事項 ④ 特定個人情報ファイルの取扱状況に関する委託元への報告の内容と頻度 ⑤ 契約内容が遵守されていることを委託元が確認できる事項(監査等) ⑥ 契約内容が遵守されなかった場合の措置(損害賠償等) ⑦ 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関すること ⑧ 特定個人情報の漏えい防止、盗用禁止に関する事項 ⑨ 契約範囲外の複写・複製の禁止 ⑩ 委託契約期間 ⑪ 契約終了後の特定個人情報ファイルの返還・消去・廃棄に関する事項 ⑫ その他リスク対策に必要な事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託承諾は、委託先が負う安全管理措置と同様の義務を行うことについて書面で誓約することを要件とし、必要に応じ安全管理について報告を受け、また監査を行うこととする。	
その他の措置の内容	委託先(再委託先も含む。)において利用するユーザーIDについては、業務履行上必要な最小限度のアクセス権限の付与と制御を行い、必要に応じ、アクセス記録を取得し、チェックを行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転は、番号法等の各種法令、及び本広域連合又は構成市の個人番号利用に関する条例等に基づいて行う。また、提供・移転する目的及び特定個人情報の種類を法令等に照らし、判断することとする。	
その他の措置の内容	必要に応じ担当者に対し研修を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	<p>●物理的対策 <くすのき広域連合における措置> 1. データセンターの安全管理措置 ・ティア3相当以上のデータセンターで運用し、地震対策、水害対策(浸水、漏水、濁水、結露)、停電対策、火災対策などの各種対策を実施する。また、有人警備による24時間監視を実施する。 ・電源系統、空調設備の異なる施設をアベイラビリティゾーンとして複数提供し、電源系統、空調障害によるダウン時に対しても業務継続を可能とする。 ・データセンターを複数リージョンで運用し、広域災害や広域障害の発生時等もバックアップ体制を確保する。</p> <p>2. データセンターの入退管理措置 ・入館に際しては、生体認証を実施し、部外者の不正入館を防止する。また、動線カメラ等で共連れを防止する。 ・センター内では複数のセキュリティエリアを設定し、入館者は入室資格に応じた区域のみに立入り可能とする制限を設けることで部外者の不正入室を防止する。</p> <p>3. サーバールックでの安全管理措置 ・サーバールックは耐震設置し、生体認証によるラック施錠管理を実施することで部外者の不正アクセスを防止する。</p> <p>4. 機器等の廃棄 ・機器等を廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容が再利用できないように完全消去、廃棄の措置を実施する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>●技術的対策 <くすのき広域連合における措置> 1. アクセス制御 ・各運用保守拠点とデータセンター間の通信回線は閉域通信網を用い、通信データは秘匿化する。また、UTM装置やファイアウォール装置等により外部からの不正アクセス等の防止を実施する。</p> <p>2. アクセス者の識別と認証 ・サーバへのアクセスには、予め登録した者のみアクセス可能とする。 ・クライアントPCの操作時は、ID/パスワードと生体認証の二要素認証を行うことで操作者を制限する。</p> <p>3. 不正アクセス等による被害の防止等、情報漏洩等の防止 ・システムの操作時は事前に設定した操作権限の範囲内でのみ利用可能とする。 ・システムへの操作ログやファイル持ち出し時のログの取得し保管する。 ・サーバやクライアントPCにはウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にパターンファイルを更新する。 ・セキュリティパッチはクライアントPC等に定期的に適用する。 ・データの移送時には暗号化ソフトを用い、データの秘匿化を実施する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバ・プラットフォームではUTM(統合脅威管理装置のこと。コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ^{<選択肢>} 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<くすのき広域連合における措置> 全職員に対して、情報セキュリティ研修及び個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	くすのき広域連合 総務課 〒570-0033 大阪府守口市大宮通1丁目13番7号 電話06-6995-1516
②請求方法	規定の様式による書面提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	くすのき広域連合 総務課 〒570-0033 大阪府守口市大宮通1丁目13番7号 電話06-6995-1516
②対応方法	問い合わせを受け付けた際は、対応内容を記録に残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年11月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	右のシステムを追加	国保連合会伝送通信ソフト	事前	任意に事前に提出
平成28年12月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	右のシステムの機能を追加	1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 ※国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で本広域連合と国保連合会との間で、データの送受信を行っており、通信環境は専用回線を使用している。	事前	任意に事前に提出
平成28年12月1日	I-4法令上の根拠	右の条項を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事前	任意に事前に提出
平成28年12月1日	I-5-②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120 情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94	・情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、7、10、19、25、30、32、33、43、44、47、49、55条 ・情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46、47条	事前	任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I-6-②所属長	総務課長 大兼 伸央	総務課長 西田 清太郎	事後	事前の提出・公表が不要な項目の変更
平成28年12月1日	II-4委託の有無	1件	2件	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
平成28年12月1日	II-4-1委託事項2	右の委託事項を追加	保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務)	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
平成28年12月1日	II-4-1委託事項2-①委託内容	右の委託内容を追加	介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費に係る、被保険者向け勧奨通知作成及び支給額計算の事務	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
平成28年12月1日	II-4-1委託事項2-②委託先における取扱者数	右の事項を追加	10人以上50人未満	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
平成28年12月1日	II-4-1委託事項2-③委託先名	右の委託先名を追加	大阪府国民健康保険団体連合会	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
平成28年12月1日	II-4-1委託事項2-④再委託の有無	右の事項を追加	再委託しない	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
平成29年12月1日	I-1-②事務の内容	「⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務」に事務を追加し右のように変更	⑤介護給付、予防給付、総合事業に係る給付又は市町村特別給付の支給に関する事務	事後	重要な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	I-5-②法令上の根拠	<p>・情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、7、10、19、25、30、32、33、43、44、47、49、55条</p> <p>・情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46、47条</p>	<p>・情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>・情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	事後	番号法別表第二の改正にともなう追記であり、重要な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅱ-4-委託事項2	保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務)	保険者事務共同処理業務 (高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務、高額障害福祉サービス等給付費算定業務)	事前	任意に事前に提出
平成29年12月1日	Ⅱ-4-委託事項2-① 委託内容	介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費に係る、被保険者向け勧奨通知作成及び支給額計算の事務	介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費に係る、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費に係る、個人番号を利用したサービス受給者への介護保険利用者負担額の情報提供事務	事前	任意に事前に提出
平成29年12月1日	Ⅱ-5-提供・移転の有無	提供を行っている件数 20件	提供を行っている件数 31件	事後	番号法別表第二の改正にともなう変更であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	Ⅱ-5-提供先 21	右の提供先を(別紙1)に追加	全国健康保険協会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番5 ②提供先における用途 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	Ⅱ-5-提供先 22	右の提供先を(別紙1)に追加	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番8 ②提供先における用途 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	Ⅱ-5-提供先 23	右の提供先を(別紙1)に追加	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番11 ②提供先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅱ－5－提供先 24	右の提供先を(別紙1)に追加	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番17 ②提供先における用途 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	Ⅱ－5－提供先 25	右の提供先を(別紙1)に追加	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番22 ②提供先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	Ⅱ－5－提供先 26	右の提供先を(別紙1)に追加	市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番43 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	Ⅱ－5－提供先 27	右の提供先を(別紙1)に追加	後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番81 ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	Ⅱ－5－提供先 28	右の提供先を(別紙1)に追加	都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番97 ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	Ⅱ－5－提供先 29	右の提供先を(別紙1)に追加	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番108 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅱ-5-提供先 30	右の提供先を(別紙1)に追加	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番109 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	Ⅱ-5-提供先 31	右の提供先を(別紙1)に追加	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 項番120 ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法別表第二の改正にともなう追加であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	(別添1)ファイル記録項目	右の項目を(別添1)ファイル記録項目に追加	7. 総合事業情報 ・総合事業対象者情報・相談受付情報・他市町村総合事業対象者情報・総合事業高額対象者情報・総合事業高額該当給付実績情報・総合事業高額申請情報・総合事業給付実績詳細情報・総合事業給付実績集計情報・総合事業ケアマネジメント費情報・給付実績基本情報	事後	重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年1月4日	I-6-②所属長の役職名	指針改正による記載事項の変更	総務課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年1月4日	Ⅱ-2-④記録される項目その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報、障害者福祉関係情報 住所、年齢、施設入所状況等の各種要件を満たす者、満たさない者を的確に把握し、該当者を被保険者として適正に登録するため。 2. 連絡先(電話番号等) 問い合わせや、保険料滞納者への納付催促をするため。 3. 地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 保険料段階及び介護給付に伴う自己負担額等を判断し、被保険者へ制度への公平な負担を課すため。また所得状況等を勘案し賦課や負担に適切な軽減措置等を行うため。 4. 健康・医療関係情報 被保険者の健康状況を把握し、各種医療機関等と連携のうえ、要介護・要支援認定を適正に行うため。	1. 個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報、その他住民票関係情報 住所、年齢、施設入所状況等の各種要件を満たす者、満たさない者を的確に把握し、該当者を被保険者として適正に登録するため。 2. 連絡先(電話番号等) 問い合わせや、保険料滞納者への納付催促をするため。 3. 地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 保険料段階及び介護給付に伴う自己負担額等を判断し、被保険者へ制度への公平な負担を課すため。また所得状況等を勘案し賦課や負担に適切な軽減措置等を行うため。	事後	「特定個人情報ファイルに記録される主な項目」の変更ではないため、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	Ⅱ-4-委託事項2-①委託内容	介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費に係る、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費に係る、個人番号を利用したサービス受給者への介護保険利用者負担額の情報提供事務	介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費に係る、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に基づき支給する高額障害福祉サービス等給付費に係る、個人番号を利用した介護保険利用者負担額の情報提供事務	事前	任意に事前に提出した内容の見直しによるもので、重要な変更にあたらない
令和2年10月9日	Ⅱ-4-委託事項1-①委託内容	介護保険システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	介護保険システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、介護保険システムのサーバー等の維持管理・運用保守	事前	介護保険システムのサーバーの設置場所等変更によるもの
令和2年10月9日	Ⅱ-4-委託事項1-⑤再委託の許諾方法	委託業者が書面により届出を行う	再委託を行う場合は、委託先より事前による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後に承認することとする。	事前	任意に事前に提出した内容の見直しによるもの
令和2年10月9日	Ⅱ-4-委託事項2-④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年10月9日	Ⅱ-4-委託事項2-⑤再委託の許諾方法	右の事項を追加	再委託を行う場合は、委託先より事前による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後に承認することとする。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月9日	Ⅱ-4-委託事項2-⑥再委託事項	右の事項を追加	保険者事務共同処理業務(高額～業務)	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年10月9日	Ⅱ-4-移転先1-⑥移転方法	右の事項を追加	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年10月9日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去	<p><介護保険システムにおける措置> サーバー・ラックは施錠し、開閉記録を保存する。 サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証を必要とする。</p>	<p><介護保険システムにおける措置> ①サーバーはセキュリティデータセンターに設置する。 ②データセンターはティア3相当以上のサービスレベルを実施する施設を利用する。 ③データセンターでは生体認証、カード認証等の二要素以上の認証による入退制限を実施する。 ④データセンターへの入退館にはログを記録し、保存する。 ⑤サーバーラックでは生体認証による施錠管理を行い、扉の開閉記録も保存する。 ⑥サーバーへのアクセスはID/パスワード+生体認証による二要素以上の認証を必要とする。</p>	事前	介護保険システムのサーバーの設置場所等変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月9日	Ⅲー7. 特定個人情報の保管・消去	<p>●物理的対策 <くすのき広域連合における措置> 1. サーバー・ラックは施錠し、開閉記録を保存する。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証を必要とする。</p> <p>2. 機器等を廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容を消去する。</p>	<p>●物理的対策 <くすのき広域連合における措置> 1. データセンターの安全管理措置 ・ティア3相当以上のデータセンターで運用し、地震対策、水害対策(浸水、漏水、湧水、結露)、停電対策、火災対策などの各種対策を実施する。また、有人警備による24時間監視を実施する。 ・電源系統、空調設備の異なる施設をアベイラビリティゾーンとして複数提供し、電源系統、空調障害によるダウン時に対しても業務継続を可能とする。 ・データセンターを複数リージョンで運用し、広域災害や広域障害の発生時等もバックアップ体制を確保する。</p> <p>2. データセンターの入退管理措置 ・入館に際しては、生体認証を実施し、部外者の不正入館を防止する。また、動線カメラ等で共連れを防止する。 ・センター内では複数のセキュリティエリアを設定し、入館者は入室資格に応じた区域のみに立入り可能とする制限を設けることで部外者の不正入室を防止する。</p> <p>3. サーバーラックでの安全管理措置 ・サーバーラックは耐震設置し、生体認証によるラック施錠管理を実施することで部外者の不正アクセスを防止する。</p> <p>4. 機器等の廃棄 ・機器等を廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容が再利用できないように完全消去、廃棄の措置を実施する。</p>	事前	介護保険システムのサーバーの設置場所等変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月9日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去	<p>●技術的対策 <くすのき広域連合における措置> 1. 特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。IDとパスワードは、秘密に管理し、アクセス権限がある者のみがサーバにアクセスできることとする。</p> <p>2. 特定個人情報を保管しているシステムへのアクセス記録を保存し、必要に応じてチェックできる体制を確保する。</p> <p>3. サーバやクライアントPCにウイルス対策ソフトウェアを導入して、定期的にパターンファイルを更新する。</p> <p>4. セキュリティパッチをクライアントPC等に定期的に適用する。</p> <p>5. 暗号化ソフト、ファイアウォール及び不正接続防止措置を導入する。</p>	<p>●技術的対策 <くすのき広域連合における措置> 1. アクセス制御 ・各運用保守拠点とデータセンター間の通信回線は閉域通信網を用い、通信データは秘匿化する。また、UTM装置やファイアウォール装置等により外部からの不正アクセス等の防止を実施する。</p> <p>2. アクセス者の識別と認証 ・サーバへのアクセスには、予め登録した者のみアクセス可能とする。 ・クライアントPCの操作時は、ID、パスワードと生体認証の二要素認証を行うことで操作者を制限する。</p> <p>3. 不正アクセス等による被害の防止等、情報漏洩等の防止 ・システムの操作時は事前に設定した操作権限の範囲内でのみ利用可能とする。 ・システムへの操作ログやファイル持ち出し時のログの取得し保管する。 ・サーバやクライアントPCにはウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にパターンファイルを更新する。 ・セキュリティパッチはクライアントPC等に定期的に適用する。 ・データの移送時には暗号化ソフトを用い、データの秘匿化を実施する。</p>	事前	介護保険システムのサーバの設置場所等変更によるもの